平成２４年（フ）第１２６０９号
東京都荒川区東尾久３丁目28―４―804　光10マンション
債務者　針谷木綿子
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２６１０号
東京都練馬区大泉町２丁目32―17―105
債務者　小谷貴代枝こと　小谷　清枝
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２６１１号
東京都杉並区松庵３丁目35―９
債務者　吉沢　　玲
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２６１６号
神奈川県鎌倉市小町１丁目15―２―301
債務者　星野　辰二
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２６１８号
東京都練馬区大泉町４丁目43―20―105
債務者　山舘　麻乃（旧姓恵見）
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２６１９号
埼玉県富士見市山室１丁目1171―28
債務者　佐藤まき子
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２６２０号
東京都荒川区南千住３丁目５―13　養護老人ホーム千寿苑
債務者　鈴木　　毅
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２６２１号
東京都大田区仲六郷２丁目28―14　株式会社ミヤタ403
債務者　織部　正美
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２６２４号
東京都大田区東六郷１丁目２―１―202
債務者　神林　敏男
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２６２６号
東京都杉並区上井草２丁目30―20　ハイムイグサ
債務者　瀬尾惠美子
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２６２７号
東京都町田市中町２丁目６―２　ＪＰＣ町田寮
債務者　石橋　俊介
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２６３９号
東京都中野区大和町１丁目27―12―103
債務者　甕　　利幸
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２６４０号
東京都練馬区田柄５丁目24―６―202
債務者　立野　昌代
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２６４１号
東京都新宿区須賀町９―27
債務者　坪井　博子
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２６４４号
東京都品川区二葉２丁目21―９―201
債務者　戸舘　明菜
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２６４７号
東京都葛飾区東水元２丁目３―13　第４矢部荘Ｂ―202
債務者　後藤　滿伸
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部